

令和 7 年度第 2 回埼玉地方最低賃金審議会議事録

福田会長

おはようございます。只今から令和 7 年度第 2 回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。まず委員の出席状況と傍聴者について事務局から報告をお願いします。

賃金室長

本日は公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名にご出席いただいております。よって最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者は 4 名です。

福田会長

本審議会は埼玉地方最低審議審議会運営規程第 6 条第 1 項により公開とし、議事録についても同運営規程第 7 条第 2 項により公開することとします。

本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。公益代表は私福田が、労働者側は矢島委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。資料について事務局から説明してください。

専門監督官

資料 1 は埼玉県の特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数でございます。埼玉県の特定最低賃金はこの表の一番左の欄の特定最低賃金件名欄に記載されておりますとおり 6 つございます。このうち、下から 2 つ目でございます、埼玉県各種商品小売業最低賃金については資料には記載してはおりませんが、平成 28 年 12 月 1 日改正を最後にして以降改正されておらず、時間額 849 円となっております。この金額は地域別最低賃金である埼玉県最低賃金の時間額 1078 円を下回っており、現在は各種商品小売業には埼玉県最低賃金時間額 1078 円が適用されています。

資料 2 は、特定最低賃金の改正の決定を求める申出書になります。最低賃金法第 15 条第 1 項に基づき、埼玉県各種商品小売業最低賃金を除く 5 つの特定最低賃金について、令和 7 年 7 月 25 日に、それぞれ改正の決定を求める申出が埼玉労働局長宛にございました。このリストの 5 番目にあります自動車小売業については、申出の理由が「申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである」とされており、いわゆる公正競争ケースということになります。

非鉄金属製造業、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業につきましては、申出の理由は同様になっておりまして、非鉄金属製造業のところでご覧いただきますと、「賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね3分の1以上に達していること」とされており、これら4つは、いわゆる労働協約ケースということになっております。

資料3は、今申し上げましたこれらの特定最低賃金の改正の決定の申出状況を事務局がまとめた表ということになります。

資料4は、特定最低賃金の改正決定等について調査審議をお願いする、労働局長から埼玉地方最低賃金審議会会長宛ての諮問文の写しとなります。

資料5、資料6、資料7は、資料タイトルの通り、令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会における配付資料でございます。それぞれ第2回目、第3回目、第4回目の配付資料になります。

資料8は、令和7年6月に実施いたしました、埼玉地方最低賃金審議会による実地視察の結果をまとめたものでございます。この実地視察には公益代表委員5名、労働者代表委員3名、使用者代表員3名の計11名の委員の皆様にご参加いただきました。この資料8については、視察を行わせていただいた社会福祉法人に、この資料を当審議会で使用し、後に労働局のホームページで公開させていただくことを事前にご了解いただいた内容となっております。

資料9は、消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類）の推移になります。

資料9は1枚目が全国のデータ、2枚目がさいたま市のデータ、3枚目は「頻繁に購入する品目」の構成を参考として記載したものとなっております。

昨年の中央最低賃金審議会の令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解において、「今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある」とされました。

その後開催されました昨年度の埼玉地方最低賃金審議会埼玉県最低賃金専門部会においては、消費者物価指数「頻繁に購入する品目」

の埼玉県、さいたま市の数字が存在しないことから、これに代替して対応する資料としまして、総務省統計局により公表されているウエイトを用いまして、消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均さいたま市）を事務局が算出して資料を出させていたところでございます。

これと同様にしまして、今年度においても事務局が算出したのが資料9ということになります。

資料10は、特定最低賃金改正を巡る経済状況等ございまして、各種の指標を事務局で取りまとめたものになります。

参考資料1は、埼玉弁護士会から審議会会長宛に提出されました、埼玉弁護士会会長による最低賃金額の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明になります。

使用者代表委員要望資料1は、使用者代表委員から要望のございました埼玉県における資本金別倒産件数につきまして帝国データバンクの「埼玉県企業倒産集計」を基にしまして、事務局において作成した資料になります。

使用者代表委員要望資料2は、同じく使用者代表委員から要望のございました物価高による倒産件数について、東京商工リサーチのデータを用意させていただいたものになります。以上でございます。

福田会長

ありがとうございました。今ご説明いただきました資料について、委員の皆様方からご質問などありますでしょうか。よろしいですか。それではまた何か出てきたら遠慮なく、その時点で質問がありますと言っていただければと思いますので、ここでは先に進ませていただきたいと思います。

それでは議事に移ります。

議題の1つ目は、特定最低賃金の改正決定等について諮問をお受けしたいと思います。

労働基準部長

（諮問文を会長に手交）

特定最賃の改正につきまして調査審議をお願いいたします。

福田会長

ただ今、特定最低賃金の改正について諮問をお受けいたしました。今後の審議の流れについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

労働基準部長から会長にお渡しした諮問文は先ほど資料説明の中でございましたけれども、資料4に入っております。特定最低賃金の改正については、あらかじめ関係労使からの意見を募りました。これに対して、意見書が5通提出されております。次回以降の審議会でこれらの意見書の内容を事務局が読み上げる形で意見聴取にかえたいと考えております。その後、改正の必要性についてご審議いただきまして、これらのうち、改正の必要性ありと結論に至ったものについては、金額の審議に移行し、事務局において専門部会設置のための事務手続きを進めてまいります。その後、9月中にそれぞれの専門部会を開催する予定としております。以上です。

福田会長

ありがとうございます。ここまで委員の皆様からご意見ご質問はありますでしょうか。

今ご説明あった通り、特賃については、9月に入ってから合同の専門部会をまずやるんですかね。その後、5つの専門部会に分かれてご議論いただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。それではまた何かありましたらその時点でご発言いただきたいと思いますので、先に進ませていただきます。

議題2はその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局からは何かありますか。

賃金室長

2点、お伝えいたします。一つ目は、地域別最低賃金の審議に関することです。ご承知のとおり、地方最低賃金審議会から改正の議論に必要な目安がまだ示されていないというところでございます。したがって目安の伝達は次回以降になります。

もう一つは、前回7月14日に開催した第1回審議会において廣澤委員からご要望のあった件についてです。業務改善助成金について、2023年から2024年にかけて件数が大きく伸びている都道府県について、その要因を分析するようというご要望でした。その要因について詳細はわからないのですが、制度の認知が広がったことが主な原因ではないかと思われましたので、件数が大きく伸びた労働局に助成金の周知方法について尋ねたところ、当局と同様の取り組みのほかに様々な方法も行っていることが分かりました。その中には当局でも取り組むことが可能なものや、また効果的と思われるものもいくつかございましたので、それらを当局においても取り入れるべく検討を進めているところでございます。事務局からは以上です。

福田会長 件数が大きくなった労働局がどこなのかとか、具体的にどんな取り組みがあったのかとか。お話しいただくことは可能ですか。

賃金室長 具体的には差し控えますが、取組状況について照会した労働局は、もともと件数が多いところと、埼玉県の人よりも都道府県の人はい少ないけれども、埼玉労働局の件数よりも件数が多くなっているところ、また、2023年から2024年にかけて件数が2倍以上になったところ、そういったところを対象としました。

効果的な取組としては、ネットを活用した周知広報が挙げられます。令和6年度の最後、3月に開催した全員協議会の場で当局の助成金を受けたところにアンケートした結果をお伝えしたところですが、そこでも社会保険労務士から助成金のことを教えてもらったとか、ネットで知ったというところが多くございました。各局のネットの活用状況のうち、当局ではやっていない方法もありましたので、できるところは当局でも取り入れようということで検討を進めているところでございます。

福田会長 廣澤委員意見いかがでしょうか。

廣澤委員 スピーディーに調べていただき、既に実施の方向で検討いただいていることに感謝申し上げます。ぜひ実行に移していただければと思います。

賃金室長 承知しました。

福田会長 これで用意された本日の議題は全て終了いたしました。質問、ご意見よろしいでしょうか。

無いようですので、以上をもって、本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。